

令和4年度 「神戸市 商店街・小売市場向け支援制度」 説明資料

オンライン配信

配信日時：令和4年2月17日（木）14時

この制度は令和4年度一般会計予算の成立を前提としています。

神戸市経済観光局商業流通課
TEL 078-984-0346 FAX 078-984-0345
Mail: shogyo@office.city.kobe.lg.jp

支援制度に関するご質問・ご要望等について

- 令和4年度「神戸市商店街・小売市場向け支援制度」に関するご質問やご要望等は、団体ごとにとりまとめてメールまたは説明用資料に同封されている質問票によりFAXでお送りください。
- Mail : shogyo@office.city.kobe.lg.jp
- FAX : 078-984-0345
- いただいた質問等については、回答とともに、神戸市商業流通課のホームページにて随時公開します。
- 質問・要望等については、回答までにお時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。



【商業流通課
ホームページ】
こちらから

目次

1. 令和4年度神戸市の支援制度の体系	P 1 ~ 3
【補助・派遣事業】	
2. 地域商業活性化支援事業	P 4
(1) 【単年度型】 【3年計画型】 の事業例	P 5
(2) 【クオリティアップ事業枠】 の事業例	P 6
(3) 対象経費（単年度型）	P 7
(4) 利用上のルール	P 8 ~ 11
(5) 申請の手続き	P 12 ~ 13
3. 共同施設建設等補助事業	P 14
(1) 令和4年度兵庫県 の制度変更	P 15
(2) 補助額算定方法	P 16 ~ 17
(3) 申請の手続き	P 18
4. 商店街等街路灯電力料補助事業	P 19
5. 商店街・市場「応援隊」派遣事業	P 20
【令和4年度新規施策】	
6. K O B E お買物キャンペーン	P 21
7. （仮称）商店街・市場新規出店チャレンジ応援事業	P 22
【その他事業】	
8. 商店街・市場空き店舗活用促進支援事業	P 23
9. 商業者によるにぎわい・魅力発信活動支援事業	P 24
10. 思い出の飲食店・商店街魅力発信事業 第2弾	P 25

1. 令和4年度 神戸市の支援制度の体系

補助事業

地域商業活性化支援事業（一部改正）

「集客拡大のイベントがしたい」「マップをつくりたい」「空き店舗をなんとかしたい」などの商店街・小売市場が自ら企画・提案する事業を柔軟に支援。

共同施設建設等補助事業（一部改正）

アーケード、街路灯、防犯カメラなどの共同施設の設置・改修に加え、共同施設の撤去も支援。

商店街等街路灯電力料補助事業（継続）

商店街・小売市場が設置管理する終夜点灯している街路灯等の電力料を支援。

派遣事業(人的支援)

商店街・市場「応援隊」派遣事業（継続）

専門的なスキルを持った応援隊員が、高齢化や人手不足等により活性化策を見出せない商店街・小売市場や、更なる活性化に取り組みたい商店街・小売市場の自主的な取り組みを支援。

1. 令和4年度 神戸市の支援制度の体系

令和4年度新規施策

KOBEお買物キャンペーン（新規）

実店舗への誘客につなげるため、市内商業者・商業団体と市が一体となってキャンペーンを実施。

- ①市内小売店舗は、独自の販促を企画し、キャンペーンに参加
- ②市は特設サイトを開設、巨大ガチャの設置によるキャンペーンPRを実施
- ③参加店舗の買い回りを対象とした、デジタルビンゴによる大抽選会の実施
（景品は1,000万円相当の神戸の地場産品）

（仮称）商店街・市場新規出店チャレンジ応援事業（新規）

団体への加盟を補助要件とし、商店街・小売市場へ新規出店する際の開業を支援。
（団体ではなく出店希望者が補助対象）

1. 令和4年度 神戸市の支援制度の体系

その他の事業

商店街・市場 空き店舗活用促進支援事業（継続）

WEBサイト「神戸市商店街・市場空き店舗情報Navi」にて、商店街・小売市場に特化した空き店舗情報を発信中。サイトデザインも一新予定。

商業者によるにぎわい・魅力発信活動支援事業（継続）

地域商業の活性化及び地域の個性を活かしたまちの魅力とにぎわいの創出を目的として、市内中小事業者（主に小売業、飲食業、サービス業を営む事業者）で構成する商業者グループが、将来にわたり継続して実施する「にぎわい・魅力発信」活動を支援。

思い出の飲食店・商店街魅力発信事業【オモイdeゴハン】（第2弾）

「ふるさと神戸ダブル応援基金」の寄附者や市民を対象に、『あなた』の思い出深い飲食店等を、エピソードとともに一般募集。寄せられた情報をガイドブックやWEBサイトで紹介し、各店を巡るデジタルスタンプラリーを実施。「思い出の地場産品」も加えて、第2弾を実施。

【補助・派遣事業】

2. 「地域商業活性化支援事業」

○「地域商業活性化支援事業」

「集客力向上・売上向上・地域課題解決」をめざして、商店街・小売市場等が自ら企画・提案する事業を柔軟に支援します。

○対象団体・対象事業・支援内容

	通常枠			特別枠
	単年度型	3年計画型	クオリティアップ事業枠	販路拡大事業枠
補助率	1/2以内	2/3以内（先進型は3/4以内）	2/3以内	1/2以内
補助限度額（上限）	100万円	500万円（先進型は1,000万円）	500万円	200万円
補助対象事業	年度内に事業を実施する場合	3年間の事業計画に基づく事業を実施する場合	テーマをもって明るく美しく快適にクオリティアップするためのハード整備を3年以内の事業計画に基づき実施する場合	宅配、送迎、インターネット販売、展示会への出店など販路拡大事業を実施する場合
補助対象者	商店街・小売市場	商店街・小売市場およびNPO等	商店街・小売市場	商店街・小売市場・小売業者で構成される団体

2-(1)「地域商業活性化支援事業」【単年度型】【3年計画型】の事業例について

○単年度型、3年計画型の事業例について

	事業例
にぎわいイベント	季節のまつり・イルミネーション 等
個店の強化	まちゼミ・一店逸品運動 等
組織強化・計画策定	人材育成・勉強会・ <u>マーケティング調査・通行量調査</u> 等
魅力発信 (紙・デジタル媒体)	ガイドブック・マップ作成・ホームページ作成・アプリ・SNS 等
空き店舗活用	店舗誘致 等
キャッシュレス化	キャッシュレス決済端末及び周辺機器の導入
その他	上記以外で、地域商業の活性化に資すると認められるもの

単にマーケティング調査や通行量調査をするだけでは、補助の対象となりません。
結果を踏まえた考察とそれに基づく計画策定などをセットで行ってください。



○クオリティアップ事業枠の事業例について

商店街・小売市場全体をテーマをもって、明るく美しく快適にクオリティアップするためのハード整備をする事業。

※ただし、通常の共同施設の新設、改修、撤去等は除きます。

事業例：共同トイレ・授乳スペース・おむつ交換スペース・休憩スペース・コミュニティサロン・イートインスペース等の来街者の利用に供する利便施設、緑化施設、ストリートファニチャー、アーチ・アーケード、街路灯、カラー舗装、統一したファサードの整備・塗装など
(ただし、冷暖房設備、防犯カメラシステム等は対象外)

【例1】

テーマ：子育て世代にやさしい商店街

事業内容：授乳スペースの整備、おむつ交換スペースの整備、おむつ交換台の購入
休憩スペースの整備、多機能トイレへ改修

【例2】

テーマ：高齢者にやさしい商店街

事業内容：段差をなくす、手すりの設置、休憩スペースの整備、ベンチの設置、
多機能トイレへ改修

2-(3) 「地域商業活性化支援事業」の対象経費（単年度型）

○対象となる経費

経費科目	対象範囲	経費科目	対象範囲
報償費	講師やアドバイザー等への謝金	委託料	業務委託契約に基づき、業務を委託する経費（企画・運営費など）
旅費	専門家などに対する旅費	使用料	施設の使用料、物品等のリース料
消耗品費	事務用品等消耗品に要する経費 （1品2万円未満又は使用耐用年数1年未満）	賃借料	空き店舗等の賃借料
印刷製本費	文書、パンフレット等の印刷代	工事費	空き店舗等の内外装費
広報費	チラシ、ホームページ制作など	雑役務費	アルバイト代など（1人8千円/日以下）
通信運搬費	郵券代、運送契約等の経費	備品購入費	キャッシュレス化にかかるもののみ
原材料費	新商品の試作品開発に伴う経費のみ	その他	市長が特に必要と認める経費

○対象とならない経費

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業用であることが特定できない経費 ②補助対象団体の構成員に対する人件費・謝礼金等 ③金券、賞品、景品の購入費 ④飲食経費 ⑤備品購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥商品券の発行等に係るプレミアム部分の経費 ⑦賃借料にかかる権利金（礼金）、保証金（敷金） ⑧消費税 ⑨領収書等の支払根拠書類がないもの |
|---|---|

※上記は単年度型の対象経費です。他の事業枠の対象経費については、市HPに掲載している各事業の手引書をご確認ください。

2-(4)「地域商業活性化支援事業」利用上のルール①

○利用回数と選考会について

	利用回数	選考会	備考
3年計画型	1回	○	3年計画型を利用したことがある団体が、新たに生じた課題に対して、新たな取り組みを行う場合は、2回目の利用も可能。ただし、その場合でも連続利用は不可。 2回目の利用ではイベントは対象外。（単年度型の利用は可能）
クオリティアップ事業枠	1回	○	
販路拡大事業枠	3回	—	平成30年度と令和元年度の「買い物弱者対策事業枠」の利用を通算し、3回を限度とする。

※3年計画型及びクオリティアップ事業枠の利用を検討している団体は、各地区担当にご相談ください。

○進捗管理及び評価について

「3年計画型」を利用する団体には市がアドバイザーを派遣し、定期的に進捗管理を行います。また「3年計画型」は、3年終了後に報告会を行い、評価委員会による評価を実施します。

2-(4)「地域商業活性化支援事業」利用上のルール②

○併用について

利用事業枠	併用可能な事業枠
単年度型	クオリティアップ事業枠、販路拡大事業枠
3年計画型	単年度型 (3年計画型(2回目)利用する団体がイベントを実施する場合)
クオリティアップ事業枠	単年度型、販路拡大事業枠
販路拡大事業枠	単年度型、クオリティアップ事業枠

○連合体とその傘下の単組の同時利用について

- ・どちらかが「3年計画型」または、「クオリティアップ事業枠」を利用する場合、もう一方は「3年計画型」「クオリティアップ事業枠」のいずれも利用できません。（ただし神戸市商店街連合会と神戸市小売市場連合会を除く）。
- ・「単年度型」については、事業目的・内容が区別できるものであれば、同時に利用できます。

○見積書の提出について

- ・1契約で、10万円（税込）を超える場合は、交付申請時に原則として2者以上の見積書の提出が必要となります。提出がなければ、補助対象外となります。

○収入と支出の根拠書類について

- ・補助対象事業の支出及び補助対象事業による収入は、収支予算書及び収支決算書に計上し、根拠書類の提出が必要となります。

○財産処分の制限について

- ・備品の購入にあたっては、備品台帳への登載と備品台帳の写しの提出が必要です。
- ・共同施設等の建設・改修などをする場合は、資産台帳への登載と、資産台帳の写しの提出が必要です。
- ・財産処分の制限期間内に補助金の目的に反して使用、譲渡、取壊し、廃棄等をした場合は、補助金の返還が必要です。なお、共同施設の建設・改修等を除いては、処分制限財産の使用開始日から10年以上経過した場合は、処分制限期間内であっても、補助目的を達成したものとみなし、補助金の返還は必要ありません。

○効果測定について

補助事業の効果測定するため、原則、各事業ごとに（１）～（８）の調査を選択して実施してください。

○原則

- （１）来店者数調査
- （２）歩行者通行量調査
- （３）売上高調査
- （４）配達件数調査（宅配事業を実施する場合は必須）

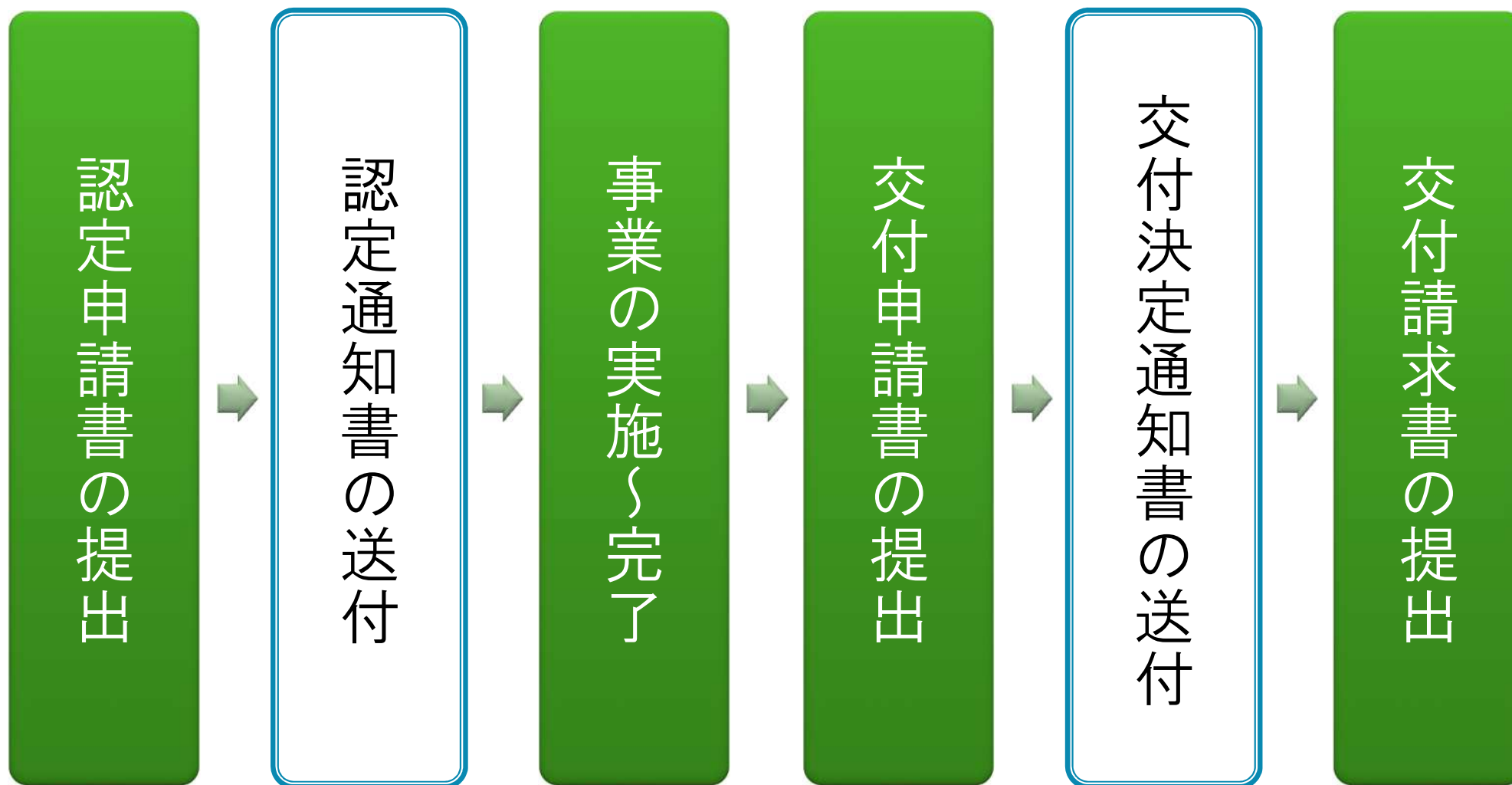
○やむを得ない理由がある場合

- （５）組合店舗数調査、賛助会員店舗数調査
（組合員および賛助会員を増やす取り組みを行った場合のみ選択可）
- （６）カード会員数調査（商店街・小売市場共通カードがある場合選択可）
- （７）HP、SNS等閲覧数調査
（HP、SNSに関する取り組みを行った場合のみ選択可）
- （８）その他（上記（１）～（７）による効果測定により、事業実施の効果が測定しがたい場合は、申請前に市担当者に相談してください）


2-(5) 「地域商業活性化支援事業」申請の手続き①

○全ての枠共通

(「クオリティアップ事業枠」及び「3年計画型」で概算払いを申請する場合を除く)



※  = 商店街・小売市場

 = 神戸市

2-(5) 「地域商業活性化支援事業」申請の手続き②（最初の提出書類及び期限）

事業	提出期限 [必着]	提出書類
単年度型	令和4年3月4日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定申請書 ・ 事業概要書 ・ 収支予算書
3年計画型 （2, 3年目）	令和4年3月4日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定申請書 ・ 事業概要書 ・ 収支予算書 ・ 行程表
クオリティアップ事業枠 （2, 3年目）	令和4年3月4日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査票
販路拡大事業枠	令和4年3月4日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定申請書 ・ 事業概要書 ・ 収支予算書
3年計画型（初年度）	令和4年4月15日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書 ・ 事業計画書
クオリティアップ事業枠 （初年度）	令和4年4月15日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書 ・ 事業計画書

※原則、提出期限後の申請は認めません。

3. 共同施設建設等補助事業

一部改正

○概要

快適な商環境づくりのために、商店街・小売市場が行うアーケード、街路灯、防犯カメラシステムなどの共同施設の設置等に対して補助を行います。

○対象団体

商店街・小売市場

○対象事業

1. 共同施設の「新設」「改修」「撤去」
2. 商店街等が所有する財産であること
3. 総事業費（消費税を除く）が100万円以上（撤去は50万円以上）のもの

○補助内容

※改正点：対象施設から

「POSレジ・レジシステム、ポイントカードシステム」を削除



補助対象共同施設

アーチ、アーケード、街路灯、冷暖房設備、会館・集会室、カラー舗装、駐輪駐車場（来街者の利用に供するもの）、休憩施設（ベンチ・休憩所等）、利便施設（インフォメーション、物品預かり所、共同トイレ等）、ストリートファニチャー（シンボル、モニュメント、彫刻、噴水等）、その他コミュニティ施設、防犯カメラシステム、消防用設備

補助対象団体

商店街・小売市場の団体

補助率

1/3以内

補助限度額

600万円

3-(1) 「共同施設建設等補助事業」 令和4年度 兵庫県の制度変更

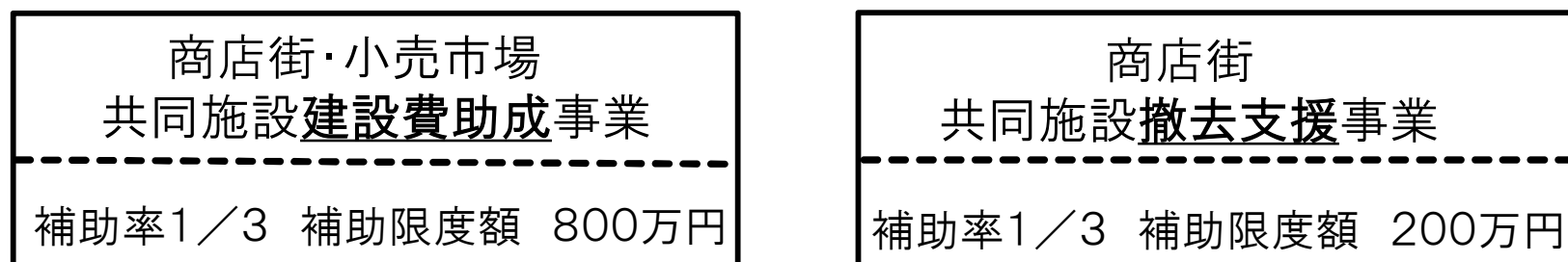
令和4年度より、兵庫県の制度が変更となります。

○変更内容

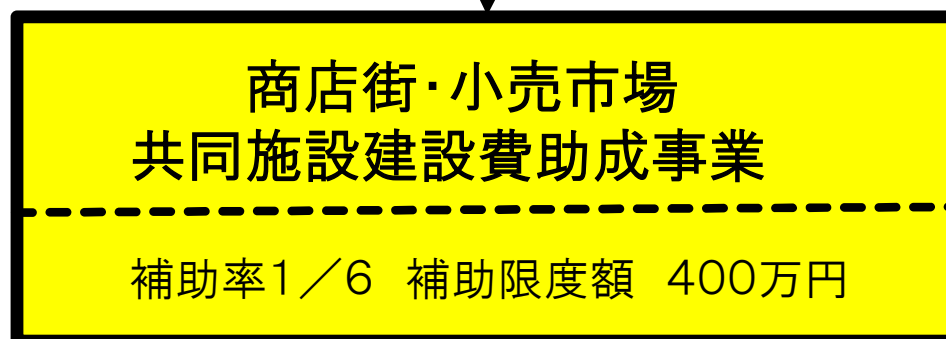
- ・「商店街共同施設撤去支援事業」を廃止し、「商店街・小売市場共同施設建設費助成事業」に統合。
- ・「商店街・小売市場共同施設建設費助成事業」は『補助率』『補助限度額』を変更。

※神戸市の補助制度は、変更なし

【令和3年度】



【令和4年度】



①「新設」・「改修」の場合

補助対象経費から他の収入（国や兵庫県の助成金等）を控除した額に対し、3分の1以内

(例) 補助対象経費が900万円で、県の補助制度を併用した場合

【令和4年度】



【令和3年度】



②「撤去」の場合

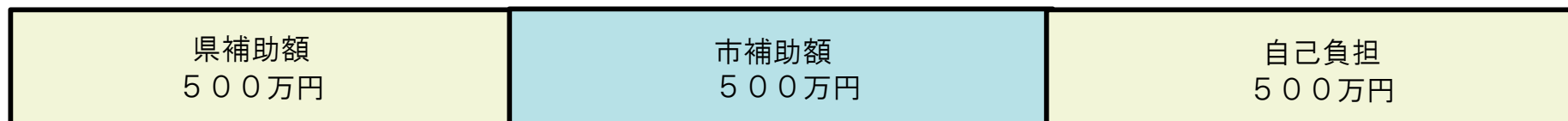
補助対象経費から3分の1以内

(例) 補助対象経費が1,500万円、県の補助制度を併用した場合

【令和4年度】



【令和3年度】



【お知らせ】

- 令和4年度の補助対象団体は、令和3年12月に見積書を提出いただいた団体です。
- 補助対象団体あてに、別途、実施に向けた最終確認を行います。
- 複数事業を申請している場合でも、採択事業は「1団体1事業」となります。

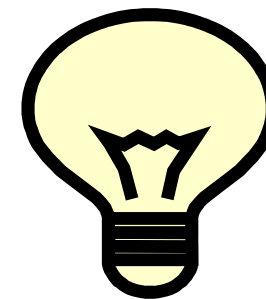
【注意点】

- 令和3年12月にいただいた見積書の金額をもとに、兵庫県の補助上限額が決定されます。
実際の工事代金が増額となっても、補助上限額を超える補助金は支出されません。
- 請負業者との工事契約日の1カ月前までに、申請書の提出をお願いします。

4. 商店街等街路灯電力料補助事業

○概要

- ・ 商店街・小売市場の発展と地域の安全確保のため、商店街・小売市場において設置管理する共同施設のうち、終夜点灯している対象施設に対して補助を行います。
- ・ 申請受け付けは10～12月頃を予定。



○対象施設

- (1) 街路灯（道路上の独立柱）
- (2) アーチ（照明付）
- (3) 日よけ（照明付）
- (4) アーケード（照明付）

○補助要件

- (1) 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、団体の店舗に面する道路及び敷地内通路のうち、土地の所有者等がその権原に基づいて終日来客者や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。
- (2) 街路を明るくし、犯罪の防止、交通の安全に役立つと認められ終夜点灯するものであること。
- (3) 対象団体において電力料を負担しているものであること。
- (4) 適切な維持管理が常に行われていること。
- (5) 建設局が行う神戸市街灯助成制度の助成の対象でないこと。

○補助金額【街路灯数×2,000円】

- ・ アーチは道路を横断するものを2灯とし、そうでないものは1灯とする。
- ・ 日よけ及びアーケードは、20㎡あたり1灯とする。
(物件の総面積が20㎡以下の場合1灯とし、20㎡を超える場合は四捨五入)

○概要

専門的なスキルを持った応援隊員が高齢化や人手不足等により活性化を見出せない商店街・小売市場や、更なる活性化に取り組みたい商店街・小売市場の自主的な取り組みを支援し、市民の暮らしに身近な商店街・小売市場の機能強化を図ります。近年では新たに弁護士、中小企業診断士などの資格を持つ専門家を登録し、様々な課題に応じた支援を行っています。

○対象団体

神戸市内の商店街・小売市場の団体

○負担金・派遣回数

●3,000円／回

※初めて応援隊員を活用する団体：2,000円／回

●派遣上限25回／団体

※同一応援隊員の同一団体への派遣は15回/年度まで

※同一応援隊員の同一団体への派遣は通算3年まで

○その他変更点

- ・ 3回以下の少数派遣については、3年ルールの通算から除く
 ※ただし、既に3年ルール適用済みの派遣は適用外
- ・ 同一年度においても応援隊派遣から業務発注への切り替え（逆も可）が可能
 ※ただし、切り替えは一度限りで、事前によろず相談員への報告が必要



令和4年度 【新規施策】

6. KOBEお買物キャンペーン（新規）

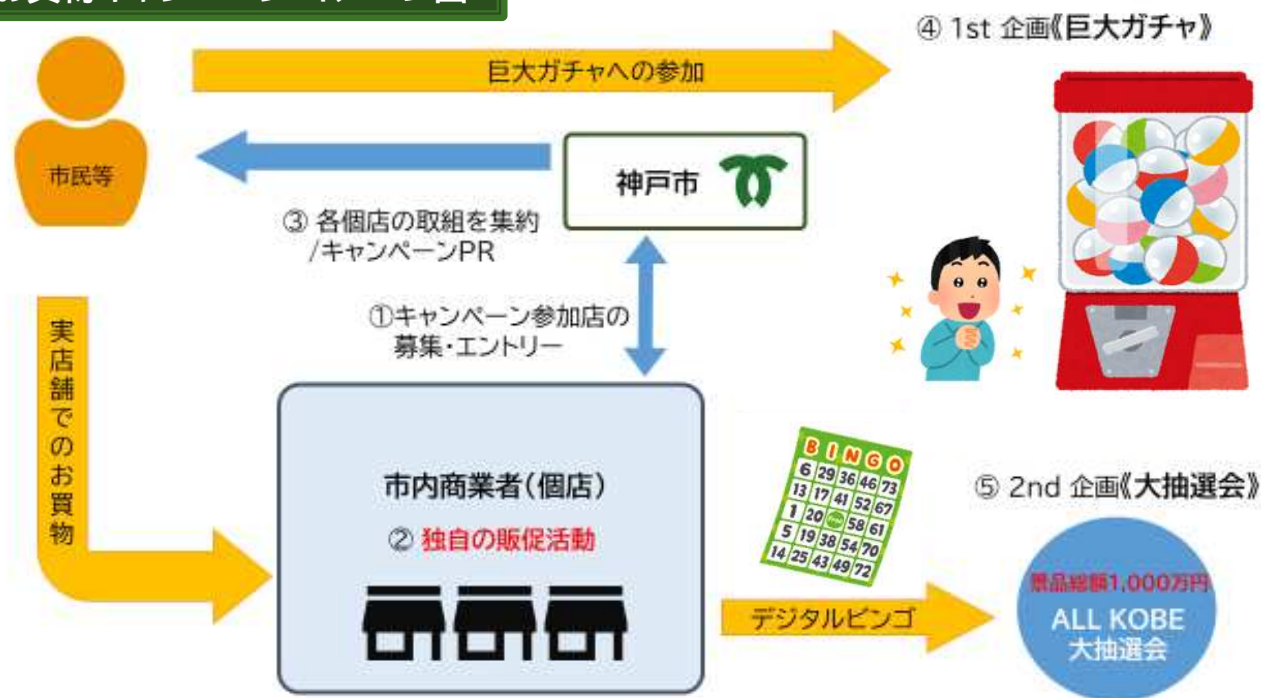
○事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により消費が落ち込んでいる地域商業の活性化及び、街のにぎわい・活気を取り戻していくため、実店舗への誘客につながる市内商業者・商業団体の自発的な取り組みを促進し、市内での消費喚起を図る。

○事業内容

- ①市内小売店舗は、独自の販促を企画し、キャンペーンに参加
- ②市は特設サイトを開設、巨大ガチャの設置によるキャンペーンPRを実施
- ③参加店舗の買い回りを対象とした、デジタルビンゴによる大抽選会の実施
（景品は1,000万円相当の神戸の地場産品）

KOBEお買物キャンペーン:イメージ図



7. (仮称) 商店街・市場新規出店チャレンジ応援事業

- 概要 団体への加盟を補助要件とし、商店街・小売市場へ新規出店する際の開業を支援。
(団体ではなく出店希望者が補助対象)

- 対象事業
- 補助率・額
- 募集時期

Coming Soon !



【その他事業】

(神戸市が主体となって行います)

8. 商店街・市場 空き店舗活用促進支援事業

○神戸市商店街・市場空き店舗情報Navi 公開中！

特 徴

- 神戸市の商店街・小売市場の物件だけを集めた、空き店舗情報サイト！
- 若手店主たちが「商店街・小売市場を選んだ理由」をインタビュー形式で掲載
- 物件登録は兵庫県宅地建物取引業協会に加盟する不動産事業者に任せるだけ♪



こちらから！

効 果

登録物件数
(空き店舗情報)

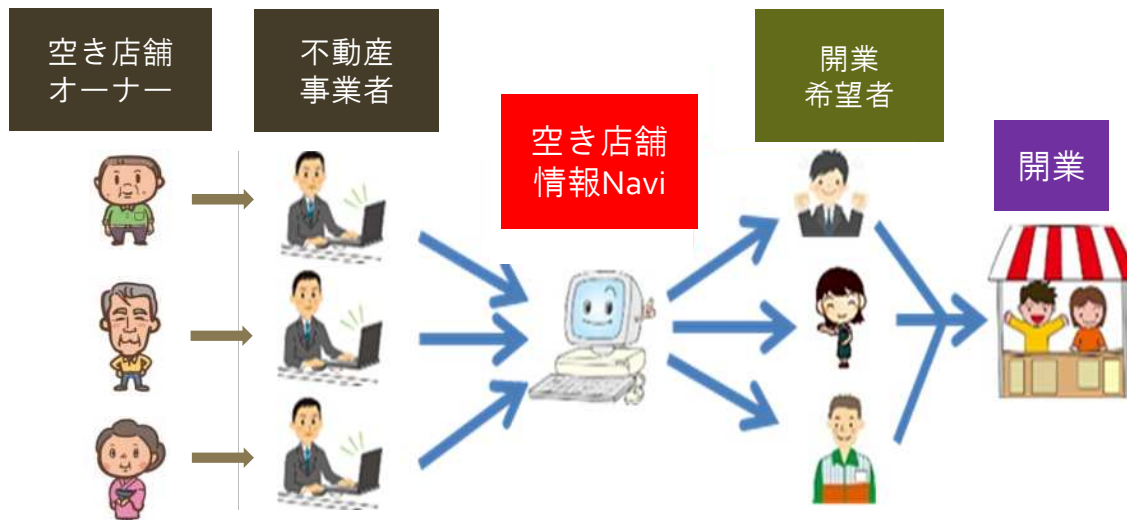
増

成約数
(開業希望の入居者数)

増

商店街・小売市場の
活性化により、来街者

増



【情報発信の流れ】



掲載内容・サイトデザイン
改修中

【トップページ】

乞うご期待！

9. 商業者によるにぎわい・魅力発信活動支援事業（商業戦隊ゴテンジャー）

- 概要** 地域商業の活性化及び地域の個性を活かしたまちの魅力とにぎわいの創出を目的として、市内中小事業者で構成する商業者グループが、将来にわたり継続して実施する「にぎわい・魅力発信」活動に対して支援。
- 対象団体** 市内中小事業者（主に小売業、飲食業、サービス業を営む事業者）5者以上で構成する商業者グループ。
※補助を受けるには、商店街・小売市場が定める区域以外の事業者が構成員の半数以上を占めていることなど諸条件あり。
- 対象事業** 将来にわたり継続して実施する「にぎわい・魅力発信」に資する事業
- にぎわいイベント（バル、テイクアウトマルシェ、スタンプラリー等）
 - 魅力発信（HP・チラシ作成、SNS発信等）
 - 開発・販売促進（食材フェア等）など
- 補助率・額** 補助率：対象経費の1／2以内
補助上限額：最大50万円
（1事業者あたり5万円を上限）



○概要

「ふるさと神戸ダブル応援基金」の寄附者や市民への一般募集で寄せられた、『あなた』の思い出深い飲食店や地場産品等を、ガイドブックやWEBサイトで紹介し、各店を巡るデジタルスタンプラリーを実施。
第2弾となる今回は、周辺観光スポットや地場産業の魅力もあわせて市内外へ広く発信。

○実施期間

ガイドブック配布スタンプラリー開始
：令和4年7月ごろ（予定）

